

○厚生労働省告示第三百二十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の一号を加える。

六十二 切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法 微小肺病変（肺悪性腫瘍が疑われ、又は診断のついた定型的な肺葉間以外の切離線の設定が必要なものであり、かつ、術中に同定することが困難と予測され、切除マーキングの確保に注意を要するものに限る。）